

鹿児島県青少年保護育成条例の一部改正（案）に対する意見募集

■ 「青少年」の定義の改正

6歳未満の者については、昭和36年の条例制定当時、社会的影響を受ける可能性は少ないこと、地域社会において保護の必要性を認めて周囲がよく面倒を見ている状況にあることを考慮し、本条例による保護の対象から除外していましたが、制定から60年以上が経過した現代社会においては、6歳未満の者であっても犯罪被害に遭うおそれや、有害環境の影響を受けるおそれがあることから、全国的にも「青少年」の定義を「18歳未満」とする都道府県が増えている状況にあります。

本県においても、青少年の保護を図るため、定義の改正を検討しています。

■ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面交付義務等の改正

青少年が使用する携帯電話の契約時には、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性について、携帯電話事業者等から青少年や保護者に説明すると共に、説明内容を記載した書面を交付することを義務づけています。

近年、インターネット上での電子契約利用者の増加などの状況があることから、この書面交付について、これまでの紙のみから電磁的記録（PDF等のデータ）を含むものへの改正を検討しています。

■ その他

用語を参照する法の改正に伴う関係規定の改正や常用漢字への用語表記の改正を検討しています。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、鹿児島県青少年保護育成条例の一部改正（案）を作成しましたので、皆様からの御意見を募集します。

なお、お寄せいただいた御意見につきましては、条例改正の参考にさせていただきます。

1 意見募集の対象

鹿児島県青少年保護育成条例の一部改正（案）

2 閲覧に供する資料

鹿児島県青少年保護育成条例の一部改正（案）の概要

【裏面に続く】

3 条例改正案の閲覧場所・時間について

(1) 閲覧場所

- ア 青少年男女共同参画課（県庁行政庁舎9階）
- イ 県政情報センター（県庁行政庁舎2階）
- ウ 県の地域振興局並びに支庁及び事務所

名 称	所 在 地	電話番号
鹿児島地域振興局総務企画課 (県民サービスセンター)	鹿児島市小川町3-56	099-805-7206
南薩地域振興局総務企画課 (県民サービスセンター)	南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1307
北薩地域振興局総務企画課 (県民サービスセンター)	薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5107
姶良・伊佐地域振興局総務企画課 (県民サービスセンター)	姶良市加治木町諏訪町12	0995-63-8206
大隅地域振興局総務企画課 (県民サービスセンター)	鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2088
熊毛支庁総務企画課（県民サービスセンター）	西之表市西之表7590	0997-22-0498
屋久島事務所総務企画課（総務係）	熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2211
大島支庁総務企画課（県民サービスセンター）	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7218
瀬戸内事務所総務課（県民室(2階)）	大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	0997-72-2111
喜界事務所（県民室(1階)）	大島郡喜界町赤連2901-14	0997-65-2091
徳之島事務所総務課（総務係）	大島郡徳之島町亀津7216	0997-82-1333
沖永良部事務所総務福祉課（総務係）	大島郡和泊町手々知名134-1	0997-92-1632

(2) 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日を除く)

ただし、県政情報センターは、午前8時30分から午後5時までとなります。

※ なお、県のホームページ(ホーム>健康・福祉>青少年>青少年環境づくり)でも御覧いただけます。

4 募集期間

令和7年12月12日（金）～令和8年1月11日（日）

5 提出方法及び提出先

御意見を提出される方は、次の（1）から（4）までのいずれかの方法により提出してください。

また、御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、氏名、住所及び連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記してください。

なお、氏名、住所及び連絡先を明記していただければ、所定の意見募集用紙以外の任意の様式により提出していただきてもかまいません。

(1) 郵送の場合

意見募集用紙に御記入の上、次の住所に郵送してください。

(令和8年1月11日(日)消印有効)

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課 青少年育成係あて

(2) FAXの場合

意見募集用紙に御記入の上、次のFAX番号に送信してください。

FAX番号：099-286-5541

鹿児島県総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課 青少年育成係あて

(3) 電子メールの場合

意見募集用紙ファイル（県のホームページから入手可能）に御入力の上、そのファイルを次のアドレスに送信してください。

なお、メールの標題は「条例改正案に対する意見」としてください。

アドレス：r18@pref.kagoshima.lg.jp

(4) 電子申請システムの場合

下記URL又はQRコードからアクセスの上、必要事項を入力してください。

（電子申請システムにアクセスするためのURL及びQRコードは、県のホームページにも掲載）

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/nvoQ5FTO>



※御意見の内容を正確に把握するため、電話、窓口での口頭の御意見はお受けできません。

6 個人情報の取扱い

住所、氏名等の個人情報については、この意見募集のためにのみ利用し、第三者に提供することはありません。

また、お寄せいただいた御意見の公表に際しましては、これらの個人情報は一切公表いたしません。

7 その他

御意見の概要及び県の対応等については取りまとめた上で後日公表します。

また、御意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

8 問合せ先

この意見募集に関するお問い合わせ等は下記にお願いします。

鹿児島県総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課 青少年育成係

電話 099-286-2557

FAX 099-286-5541

E-Mail r18@pref.kagoshima.lg.jp